

決 議

我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島が、ソ連に不法占拠されてから七十三年が経った。

この間、我々は、北方四島の早期一括返還の実現を求め、国内外に向けて返還要求運動を展開してきた。しかし、北方領土問題が未だ解決されないことは極めて遺憾であり、強い憤りを禁じ得ない。

また、長年にわたり元島民とその後継者が被ってきた、様々な不利益は計り知れない。

政府は、北方四島での共同経済活動の実施など「新しいアプローチ」に基づきロシアとの交渉を進めることにより、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約の締結を目指すこととしている。

よって、我々は、北方領土問題に関する交渉が進展するとともに、元島民とその後継者に対する支援等が充実されることを強く期待し、政府に対し、早急に次の措置を求める。

一、外交交渉を強力に展開し、北方領土問題の解決に向けた具体的な成果を挙げ、北方四島の早期一括返還を実現すること。

一、北方領土墓参や自由訪問事業に関して、墓地・元居住地等への立入制限を解消し、これらの地域での自由な行動を確保すること。

一、四島への渡航・上陸や島内での移動に関して、参加者の負担軽減や安全の確保に必要な措置を講ずること。

一、墓地の現況把握や修復・保全、墓地にふさわしい環境を整備すること。

一、自由訪問事業の対象者に、元島民の子の配偶者・孫とその配偶者を追加すること。

一、北方領土における共同経済活動は、日本の法的立場を害さないこと。また、元居住者の財産権が侵害されることがないよう、適切な措置を講ずること。

一、元居住者の残置財産の現況把握やその保護に必要な措置を明らかにする等、今後の取扱いの基本的な方針等を明確にすること。

一、長年にわたり不動産の所有権・賃借権の権利を行使できないことの損失等について、必要な措置を早急に講ずること。

一、北方領土返還要求運動や啓発活動等の担い手となる後継者の育成や活動への支援措置を充実するとともに、北対協融資制度の充実を図ること。

右決議する

平成三十年五月二十七日

平成三十年度 公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟 通常総会